

源泉所得税の改正のあらまし

令和元年 5 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。
平成 31 年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成 31 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

1 個人が、消費税等の税率が 10%である住宅の取得等をした場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設されました。

また、この改正に伴い、二以上の住宅の取得等をした場合の控除額の計算の調整措置、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置が講じられました。

この改正は、住宅の取得等をして令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用されます。

適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額について、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のイ又はロの金額のいずれか少ない金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除が適用できるとされました。

- (1) 一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）の場合
 - イ 住宅借入金等の年末残高（4,000 万円を限度）× 1 %
 - ロ $[\text{住宅の取得等の対価の額又は費用の額} - \text{その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等}] (4,000 \text{ 万円を限度}) \times 2 \% \div 3$
- (2) 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合
 - イ 住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1 %
 - ロ $[\text{住宅の取得等の対価の額} - \text{その住宅の取得等の対価の額に含まれる消費税額等}] (5,000 \text{ 万円を限度}) \times 2 \% \div 3$
- (3) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象となる再建住宅の場合
 - イ 住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1.2 %
 - ロ $[\text{住宅の取得等の対価の額又は費用の額} - \text{その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等}] (5,000 \text{ 万円を限度}) \times 2 \% \div 3$

- (注) 1 上記の「住宅の取得等」とは、居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等をいい、土地の取得を含みません。
- 2 上記(1)ロ及び(3)ロの「住宅の取得等の対価の額又は費用の額」並びに上記(2)ロの「住宅の取得等の対価の額」は、次のとおりとなります。
- (1) その住宅の取得等をした居住用家屋等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、その居住用家屋等の床面積等のうちにその居住の用に供する部分の床面積等の占める割合を乗じて計算した金額となります。
 - (2) その住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合であっても、その補助金等の額又はその適用を受けた住宅取得等資金の額は控除しません。
- 3 その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様となります。
また、適用年の 1 年目から 10 年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除については、現行と同様の金額が控除できます。

2 少額投資非課税制度（NISA）について、次の措置が講じられました。

- (1) 非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合の特例措置

非課税口座を開設している居住者等^(注1)が、給与等の支払をする者からの転任の命令などのやむを得ない事由に基因した一時的な出国^(注2)により居住者等に該当しないこととなる場合において、その居住者等がその出国の日の前日までにその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、継続適用届出書^(注3)を提出したときは、その出国の時から、その者がその金融商品取引業者等の営業所の長に、帰国届出書^(注4)の提出をする日とその継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日とのいずれか早い日までの間^(注5)は、その者を居住者等に該当する者とみなして、少額投資非課税制度(NISA)を引き続き適用できることとされました。

なお、この場合において、その継続適用届出書の提出をした者が出国をした日からその者に係る帰国届出書を提出する日までの間に取得した上場株式等は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定(一般NISAの勘定)又は累積投資勘定(つみたてNISAの勘定)に受け入れることができないこととされました。

この改正は、平成31年4月1日以後に出国をする居住者等について適用されます。

(注)1 居住者等とは、居住者又は恒久的施設を有する非居住者をいいます。以下同じです。

2 出国とは、居住者については国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有する非居住者については恒久的施設を有しないこととなることをいいます。以下同じです。

3 継続適用届出書とは、居住者等に係る給与等の支払をする者からの転任の命令などのやむを得ない事由に基因して出国をする旨等の一定の事項を記載した届出書をいいます。

なお、出国の日の属する年分の所得税につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象となる者は、継続適用届出書の提出をすることはできません。

4 帰国届出書とは、帰国をした年月日等の一定の事項を記載した届出書をいいます。

5 継続適用届出書の提出をした者がその届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書の提出をしなかった場合には、同日においてその者がその金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書を提出したものとみなすこととされました。

(2) 非課税口座を開設することができる年齢要件の引き下げ

居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件がその年1月1日において18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げられました。

この改正は、令和5年1月1日以後に開設する非課税口座について適用されます。

(3) 電磁的記録の提供の際に行う本人確認方法の追加

次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法によるその書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に行うこととされている本人確認の方法に、その者の住民票の写し等を提示する方法が加えられました。

イ 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書

ロ 非課税口座内上場株式等移管依頼書

ハ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書

この改正は、平成31年4月1日以後に行う電磁的方法による提供について適用されます。

(4) 非課税口座に設けられている勘定(非課税管理勘定又は累積投資勘定)の期中における変更手続の簡素化

金融商品取引業者等の営業所の長に対して非課税口座異動届出書を提出することで、非課税口座を開設している居住者等がその非課税口座にその年に設けられた勘定を変更できることとされました。

なお、この場合において、その非課税口座異動届出書を提出する日以前にその勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座異動届出書を受理することができないこととなります。

この改正は、平成31年4月1日以後に提出する非課税口座異動届出書について適用されます。

3 未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)について、次の措置が講じられました。

(1) 非課税口座を開設することができる年齢要件の引き下げ

居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件がその年1月1日において18歳未満(現行:20歳未満)に引き下げられました。

この改正は、令和5年1月1日以後に開設する未成年者口座及び令和5年1月1日以後に